

事例：オンラインゲームの利用

小学生の息子がオンラインゲームで、成人と偽って年齢入力し、多数のアイテムを購入していました。取消できますか？

Q

未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った契約は、原則として取消ができます。ただし、お小遣いの範囲内の契約や、成年と偽ってした契約などの場合には、取消が認められないとされています。このため、未成年者の契約であることを理由にオンラインゲーム運営会社に取消を申し出たとしても、即座・無条件に返金されるとは限りません。

子どもにオンラインゲームを利用させる場合、親はその仕組みや内容を子どもと一緒に確認し、使い方についても十分に話し合い、取り決めを作っておきましょう。特に料金体系や決済方法等については、親は常に確認しておく必要があるといえます。

トラブルになった場合は、すぐに親子で消費生活相談窓口にご相談ください。

A

9月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます。電話による予約制で、各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
垂井町	9/ 5(火)、19(火)	22-1151
関ヶ原町	9/12(火)、26(火)	43-0070
養老町	9/ 4(月)、22(金)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
神戸町	9/11(月)、25(月)	27-3111
輪之内町	9/ 7(木)、21(木)	68-0185
安八町	9/14(木)、28(木)	64-3111